

OKB証券は、2022年4月1日付で『証券取引約款・規定集』に収録の「第2章 保護預り約款」、「第3章 振替決済口座管理約款」および「第4章 外国証券取引口座約款」を改定します。新旧対照表は次のとおりです（下線部を改定）。

「第2章 保護預り約款」

改定前	改定後
<p>第1条～第16条（省略）</p> <p>第17条（個人情報等の取扱い）</p> <p>お客さまは、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>	<p>第1条～第16条（同左）</p> <p>第17条（個人情報等の取扱い）</p> <p>お客さまは、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意していただいたものとして取扱います。</p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>

「第3章 振替決済口座管理約款」

改定前	改定後
<p>第1条～第40条（省略）</p> <p>第41条（個人情報等の取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）お客さまは、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対</p>	<p>第1条～第40条（同左）</p> <p>第41条（個人情報等の取扱い）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）お客さまは、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対</p>

<p>象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>	<p>象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意していただいたものとして取扱います。</p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>
---	---

「第 4 章 外国証券取引口座約款」

改 定 前	改 定 後
<p>第 1 条～第 28 条（省略）</p> <p>第 29 条（個人情報等の取扱い）</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）お客さまは、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」といいます。）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意していただいたものとして取扱います。</p>	<p>第 1 条～第 28 条（同左）</p> <p>第 29 条（個人情報等の取扱い）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）お客さまは、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」といいます。）上の報告対象として、次の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意していただいたものとして取扱います。</p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）
--	--

【適用開始日】 2022 年 4 月 1 日

以 上